

令和 7 年

目 黒 区 教 育 委 員 会

第 3 1 回 定 例 会 会 議 錄

(令和 7 年 1 月 4 日 開催)

第31回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 令和7年11月4日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	高 橋 和 人
	教育委員会教育長職務代行者	若井田 正 文
	教育委員会委員	松 村 真理子
	教育委員会委員	高 橋 智佳子
	教育委員会委員	小 枝 義 典

出席職員	教育次長	高 橋 直 人
	教育政策課長	藤 原 康 宏
	学校運営課長	田 中 戄 子
	学校I C T課長	西 原 昌 典
	学校施設計画課長	鈴 木 隆 介
	教育指導課長	斎 藤 圭 祐
	教育支援課長	末 木 顕 子
	統括指導主事	佐 藤 泰 之
	統括指導主事	久 野 歩
	生涯学習課長	斎 藤 洋 介
	八雲中央図書館長	坂 本 祐 樹

書記	川 島 健
	松 園 拓 人

(議事日程)

- 日程第 1 議案第 60 号 目黒区めぐろ学校サポートセンター条例の一部
を改正する条例（意見聴取）
- 日程第 2 議案第 61 号 目黒区めぐろ歴史資料館条例の停止に関する条
例（意見聴取）
- 日程第 3 議案第 62 号 目黒区立向原小学校等複合施設改築に伴う機械
設備工事の請負契約の一部変更について（意見
聴取）
- 日程第 4 議案第 63 号 目黒区立向原小学校等複合施設改築に伴う電気
設備工事の請負契約の一部変更について（意見
聴取）
- 日程第 5 報告事項 目黒区教育委員会児童生徒表彰の見直しについ
て
- 日程第 6 報告事項 令和 7 年度前期目黒区立学校におけるいじめの
状況について
- 日程第 7 報告事項 令和 7 年度前期目黒区立学校における不登校の
状況について
- 日程第 8 報告事項 目黒区子ども読書活動推進計画素案（案）につ
いて（修正）
- 日程第 9 報告事項 訴訟事件の発生について
- 日程第 10 報告事項 令和 7 年度学級閉鎖等の状況（10 月 31 日現
在）

資料配付

- ・令和 7 年度教育施策説明会

(午前9時30分開会)

○教育長 令和7年第31回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員、欠席職員はいません。署名委員は若井田委員です。

それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 議案第60号 目黒区めぐろ学校サポートセンター条例の一部を改正する条例(意見聴取))

○教育支援課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第60号は原案どおり可決します。
次に、日程第2を議題とします。

(日程第2 議案第61号 目黒区めぐろ歴史資料館条例の停止に関する条例(意見聴取))

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第61号は原案どおり可決します。
次に、日程第3及び日程第4はいずれも向原小学校等複合施設の改築に関する内容ですので、一括して議題とします。
なお、質疑と採決は個別に行うこととします。

(日程第3 議案第62号 目黒区立向原小学校等複合施設改築に伴う機

械設備工事の請負契約の一部変更について（意見聴取）
(日程第4 議案第63号 目黒区立向原小学校等複合施設改築に伴う電気設備工事の請負契約の一部変更について（意見聴取）)

○学校施設計画課長 (資料により説明)

○教育長 まず、日程第3について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第62号は原案どおり可決します。
次に日程第4について、ご質問等はありますか。
特にないようですので、採決を行います。
本案に賛成の委員は挙手を願います。

(全員挙手)

○教育長 全員賛成ですので、議案第63号は原案どおり可決します。
次に、日程第5を議題とします。

(日程第5 目黒区教育委員会児童生徒表彰の見直しについて（報告事項）)

○教育政策課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

○委員 学校推薦制から自己推薦制に変更するということは、本人や保護者が自己推薦をしない限り、例え学校が表彰対象となる事例を見つけても、その事例は表彰できなくなるという理解でよいでしょうか。

○教育政策課長 自己推薦がない場合、基本的には表彰できません。ただし、今後の運用変更に伴い、学校からの勧奨についても検討しているところです。何よりも、まずは自己推薦の漏れがないよう、しっかりと周知していきたいと考えています。

○委員 目黒区スポーツ表彰と表彰者対象が重複しないように整合性を図ることですが、それなどのような枠組みになってい

るのでしょうか。

○教育政策課長 スポーツ表彰は対象者の決定が12月上旬、児童生徒表彰は1月上旬ですので、重複がないように整合を図ることが可能です。また、スポーツ表彰は、児童生徒表彰の表彰事由よりも優れた成績が必要とされる規定となっています。

○委員 受賞者にとっては、そのあたりが明確でないと、「なぜ」という疑問が生じると思いますので、はっきりと説明した上で運用していただければと思います。

○教育政策課長 保護者への周知の際に表彰事由を明記をすることで、そのような混乱は避けられると考えています。

○委員 児童生徒表彰にそもそも関心を持たない保護者や、自己推薦制度ができたことを知らない保護者・子どもが多く出てくるのではないかと懸念しています。また、情報を得たとしても、自ら推薦することを躊躇する人もいるのではないかと思います。

区内在住の保護者や児童・生徒が自己推薦すること自体は否定しませんが、学校として「この子を元気づけてあげたい」「こんな優れた成績を取ったので全校に知らせてあげたい」など、学校教育の一環として表彰したいという考えはあると思います。特に現在、目黒区では私立志向が高まっている中で、区立学校の子どもたちを元気づけるという意味でも、区立学校の子どもたちをぜひ表彰してあげたいと考えます。

そのため、区立学校からの推薦は維持したうえで、さらに区内在住の子どもや保護者による自己推薦を可能にする方が良いのではないかと思いました。

○教育政策課長 区立学校からの推薦と自己推薦の併用は、事務的にはなかなか難しいことだと考えています。学校推薦については、資料に示したとおり、学校で把握できず、表彰式直前の追加が毎年のように発生しており、課題となっていました。この課題を自己推薦制に変更することで解決できると考えており、併せて自己推薦の漏れがないよう、周知を徹底していく方針です。

○委員 区立学校の教員からすると、「この子は表彰して元気づけてあげたい」「この子の成果を全校で共有したい」といった思いがあると思いますので、ぜひ区立学校からの推薦は残していただきたいと考えます。表彰対象者の直前の追加については運用の問題であり、直前は受け付けないというルールを徹底すればよいはずです。子どもたちの成果を認め、それによって意欲

を高めることの教育効果を考えると、ここで急に区立学校からの推薦を取りやめてしまうのはどうかと思いました。

○教育政策課長 事務的な検討が必要ですが、例えば自己推薦制で一旦整理した名簿を各学校に確認していただき、そのうえで自己推薦の漏れがある場合には、学校から勧奨していただくような流れを検討していきたいと考えています。

○教育次長 今回の見直しにおいて、部活動については従来どおり区立学校からの推薦を残すこととしています。また、学校推薦という形式ではありませんが、「この子は頑張っているから表彰してあげたい」という児童・生徒がいる場合には、学校側から声をかけるなどすることで対応できると考えています。

今後、校長会で説明する際には、正式な推薦という形でなくとも、該当する児童・生徒がいれば積極的に事務局へ情報提供していただきたい旨を併せて伝えていきたいと考えています。制度変更直後で多少の混乱が生じる可能性はありますが、円滑に進められるよう丁寧に説明していきたいと思います。

○教育長 今回制度を見直し、私立に通う子どもたちも対象に加えることについては、これまで同じクラブに所属していながら、公立に通っている場合は表彰され、そうでない場合は表彰されないというような事態があったため、対象を拡大して平等に実施するという趣旨です。

推薦方法については、資料に記載のとおり、これまで締切直前になんでもやり取りが円滑に進まない実態があり、この点はやむを得ないと判断しました。ただし、今回は過渡期でありますので、先ほど教育次長が述べたように、校長会にその旨をしっかりと伝え、学校からも保護者への働きかけを十分に行うということで進めていきたいと考えています。

○委員 昨年度の表彰で、合計57名と2団体というのは、推薦された方全員なのでしょうか。それとも、その中である程度取捨選択をした結果なのでしょうか。

○教育政策課長 推薦された方全員ではありません。事務局で審査を行い、基準に満たないと判断された場合、残念ながら受賞者とならなかった方もいます。

○委員 今年度から自己推薦制にすることで、対象者が急増した場合のことはどうのように考えていますか。

○教育政策課長 私立学校等を含めた場合の対象者数は、1.6倍程度の増加

を見込んでいますが、表彰事由自体を大きく変更するものではないため、自己推薦への変更を理由に大幅に増加することは想定していません。

○教育長

その他ご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第6を議題とします。

(日程第6

令和7年度前期目黒区立学校におけるいじめの状況について
(報告事項))

○教育指導課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

○委員 個票はかなり詳細な内容になっていますが、これは教員が記入するのでしょうか。

○教育指導課長 そのとおりです。ただし、本日報告した資料にある法令上のいじめ709件について、全て個票を作成するわけではなく、その中の23件、中学校であれば3件について作成するものになります。なお、法令上のいじめではなく、社会通念上のいじめについては詳細をまとめる必要があり、これは学校で記入しています。

○委員

現在、教員の負担は社会的な問題になっています。この個票を見て感じたのは、仮に私が教員で作成の必要性を認識していたとしても、全てを記入するとなると、つい見ないふりをしてしまうかもしれないということです。負担を考えると、何とか自分のところで対応していなかったことにしようと考えてしまうのが人間としての心情ではないかと感じました。その点について、いかがでしょうか。

○教育指導課長 いじめの発生については、必ずしも教員の責任とは言えないと考えていますが、その状況を正確に把握し、現状を個票にまとめるることは非常に重要です。この個票を基に、問題行動等の調査として区市町村で取りまとめ、東京都や国に提出しています。

個票の作成は負担が大きく見えるかもしれません、1件ごとに分かりやすく丁寧に記載すれば、それをもとに報告ができるようになっています。作業負担よりも、いじめの早期発見・解決を図り、さらに重大な事態に発展しないようにすることが

重要であるということは指導していきたいと考えています。

○委員

個票の作成が必要なものであることは理解しますが、教員が1人で全て記載するのはやはり大きな負担であると考えます。例えば医療の現場では、まず看護師などが患者の話を聞きとり、それを基に医師が方向性を示し、診療計画を立てていく流れになっています。つまり、役割を分担し、情報を共有する形に移行しつつあります。学校においても、教員が1人で全て記入するのではなく、内容を共有し、理解した人が記載するという方法も今後は考えられるのではないでしょうか。そのような仕組みも検討していただければと思います。

○教育指導課長 学校では、個票に該当するいじめを認知した場合には、いじめ防止基本方針に基づき「いじめ対策委員会」を設置しています。その中で、必要に応じて委員会の構成員がサポートチームを組織し、社会通念上のいじめを議題に挙げ、校長、副校長、生活指導主任などと共通理解を図りながら対応しています。

個票はいじめを発見した教員が作成するのが基本ですが、それだけで完結するものではなく、いじめ対策委員会の確認を経たうえで学校の管理職が教育指導課に提出します。教育委員会には退職した校長も在籍しており、提出された個票について、様々なアドバイスを行っています。

教員の負担については、まず発見した事案をしっかりと記載していただいた上で、その後のフォローワーク体制を整えているところです。1人だけの負担とならないよう、学校に対して指導・助言を行っていきたいと考えています。

○教育長

その他ご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第7を議題とします。

(日程第7 令和7年度前期目黒区立学校における不登校の状況について
(報告事項))

○教育支援課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第8を議題とします。

（日程第8 目黒区子ども読書活動推進計画素案（案）について（修正）
(報告事項)

○八雲中央図書館長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

○委員 今回、施策48と施策49が分けられましたが、修正案を見ると、施策48は小学校と図書館の交流を相互に行い、読書を促進するという趣旨が明確になったと思います。一方、施策49の「まちたんけんの実施」については、図書館に限らず、まちを探検するという趣旨だとすると、読書との関連性がどの程度あるのか疑問を感じました。これは、学校が引率しなくても児童が自分で行けるようにするという趣旨なのか、その点についてもう少し説明をお願いします。

○八雲中央図書館長 「まちたんけん」についてですが、これは小学校の社会科見学の一環として実施されるものです。例えば、学級ごとにいくつかの班に分かれ、ある班は図書館へ、別の班は他の施設へ行くという形です。その中で、図書館を見学したいという申し出があった場合に、図書館では、その児童グループに対して館内の案内や業務の説明を行うといった対応をしています。

○委員 内容は理解しましたが、図書館に行きたいというグループがある場合はたしかに読書の促進につながると思いますが、そうでなければ関連性が少し薄いのではないかと感じます。もちろん実施に反対するわけではありませんが、他の施策に比べると結びつきが弱い印象です。

○教育長 実施の主体が誰なのかという点が明確になっていないためにこのような質疑になっていると思います。教育委員会主体の施策ではないという理解で良いのでしょうか。

○八雲中央図書館長 「まちたんけん」は各小学校で行われている取組であり、広い意味では教育委員会の取組です。ただ、図書館としては、希望があった児童に丁寧に対応するという立場ですので、ご指摘のとおり、読書活動の推進との直接的な関連性については、改めて整理する必要があると考えています。今後、表記の仕方も含めて検討していきたいと思います。

○教育長 学校も関係するのであれば、主体的に書けると思いますので、教育指導課とも協力しながら調整してください。

その他ご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第9を議題とします。

(日程第9 訴訟事件の発生について (報告事項))

○八雲中央図書館長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
次に、日程第10を議題とします。

(日程第10 令和7年度学級閉鎖等の状況 (10月31日現在) (報告事項))

○学校運営課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。
ここで、議事の都合により暫時休憩します。

(午前10時46分から午前10時57分まで 休憩)

○教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔 資料配付
・令和7年度教育施策説明会 〕

○教育長 ここで、議事の都合により再度暫時休憩します。

(午前10時58分から午前10時58分まで 休憩)

○教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。
11月11日開会予定の定例会は休会とします。

○教育長 その他なにかありますか。
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時59分閉会)